

# 全社連会報

No. 1

## 社会教育委員の責務

会長 関口 隆克

### 進歩的な社会教育委員制度

昭和二十四年に制定された社会教育法によると、国および地方公共団体は、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的な教養を高めようような環境を醸成する任務があることを明らかにしております。そして教育基本法の精神にそって社会教育行政の民主化を実現するために、都道府県、指定都市、市町村に社会教育委員を設置して、地方公共団体の行なう



社会教育行政に住民の意志を大きく反映させるようにはかりました。

このように社会教育委員の制度は、戦後の教育民主化の一環として、社会教育行政の民主的運営の確保を目的とし、世論にもとづく政策の決定を原理として設けられたことに進歩的な制度であります。

### 制度施行以来二〇年の成果

このように民主的で、しかも進歩的

ある制度が施行されてから二〇年以上の歳月が経過しています。また社会教育委員の数は全国で四〇〇〇〇名を越えております。もしこの制度の運営が適切に行なわれ、社会教育委員がその任務を完全に果たしていたとするならば、この二〇年間にわが国の社会教育は面目を一新しているはずではないでしょうか。

しかるに今日の社会教育の現状、すなわち指導体制、予算、施設、事業のいづれを見ても二〇年前と比較して飛躍的に発達したというべきものは、みあたらないのは何故でしょうか。全国の多くの社会教育委員が適切かつ有効にこの制度を運営できなかったか、あるいはわれわれ社会教育委員が職務遂行に積極的でなかったか、そのいずれか、または両方か。と考えるほかにありません。

この点を、教育委員会も、またわれわれ社会教育委員自身も深く考えていく必要があると思います。

### 社会教育委員の役割

ところで社会教育の専門家でない、われわれ社会教育委員が、社会教育について受持つ役割はいったい何でありま

うか。それは国や地方公共団体の行なう社会教育行政の方策、あるいは計画を樹立するに際して、住民の代表としてその指南役となることと、社会教育行政を完全に遂行させるための後援となることであらうと思います。

民主主義国家のわが国において、官僚独善の社会教育が今日行なわれているとは思いませんが、行政は一般にややもすれば画一的になり、固定的になり易いものです。じつさい社会教育の現状は変転いちじるしい今日の社会にふさわしい適応性を示しているとは決して言えません。これを柔軟化して地域の実状に即し、住民の要望に合致した姿になるように仕向けて行政の方策や計画をチェックしてゆることが必要であります。

もとよりわれわれ社会教育委員は技術家でも専門家でもありませんが、広く社会の政治、経済、言論、芸術、文化など各方面に造詣の深い方々を網羅しておられますから、その立場から専門家に対して視野をかえて広い助言が可能であります。こうした助言と、社会教育の方策実現に当って力強く後援となる活動こそ、社会教育委員の最も重大な責務であると思えます。会報発行にあたって一言所懐を述べた次第であります。

昭和47年度

## ブロック別 研究協議会開催計画

全国の社会教育委員が参加して行なう研究協議会（通称全国大会）の開催地は八ブロックにより持廻り式に決定するので、北は北海道から南は九州ということになっている。全国的であるからやむを得ないことであるが、遠距離ともなると、どうしても参加しにくい。そこで全国から一步範囲を狭はめてブロック別に研究協議会を開催してはという意見がだんだん強くなってきた。

ついに四十四年三重県伊勢市で、東海北陸ブロックの社会教育委員研究協議会が開かれたとき、次年度は主催を愛知県・名古屋市内に頼んで、東海北陸ブロック社会教育委員研究協議会を開催することに決定した。従来も各ブロック別に研究協議会は開催されてきたが、その参加者は各県の社会教育委員代表（一、二名）と社会教育課長ということで、委員活動の研究協議よりもむしろブロック内の情報の交換を行なう会議であった。この会議を名実ともに「研究協議会」に改めて、ブロック内の全社会教育委員に参加を求めることになったのである。

こうして四十五年、名古屋市青年会館において初めてブロック別社会教育委員

研究協議会が開催されるようになった。昭和四十七年度ブロック別研究協議会開催については本年二月開催県担当者会議を開き開催日時その他の点を話しあつた。

### ○東北ブロック

期日 七月中旬  
会場 岩手県内（未定）

### ○関東甲信越静ブロック

期日 七月六日（木）、七日（金）  
会場 栃木県藤原町 鬼怒川温泉  
ホテルたかはら

### ○東海北陸ブロック

期日 八月四日（金）、五日（土）  
会場 岐阜県内（未定）

### ○近畿ブロック

期日 七月二十八日（金）  
会場 和歌山県 高野山

なお中国、四国、九州ブロックは四十八年から開催される予定である。各ブロック研究協議会に参加を希望される方は、それぞれの市町村教育委員会へ申込みたい。

地域社会からブロックへ、そして全国大会へと社会教育委員の活動を盛りあげ社会教育の伸展をはかりたいものである。

## 宣 言

今日の社会的諸条件の変化は、さまざまな問題を提起している。その中には社会教育が対処すべき教育的課題が少なくない。われわれはその課題の解決を目指し、社会教育のより一層の発展を願い、生涯教育の理念にもとづく社会教育行政のあり方を明らかにするため研究協議したものである。

ここにおいて今後社会教育の画期的な振興をはかるためには、人間ひとりひとりを尊厳なる個人としてとらえ、人権尊重の精神に則り、激動する社会の中で力強く生き、心身ともに豊かな生活を楽しむとともに、社会教育の環境を急速に整備する必要があるものと確信した。

よって本大会の総意をもって左記事項の早期実現を期しここに宣言するものである。

### 記

- 一、青少年教育振興のため施設の充実に要する経費について、さらに大幅な助成の実現と専任の社会教育指導員を設置すること。
- 二、社会教育にふさわしい社会教育指導員の設置、成人のための各種学級講座の拡充助成に努力すること。
- 三、高齢者の社会参加の能力開発と、自己充実の教育を制度化し、高齢者の大きな個人差に留意して幅広い施策を早急に実現すること。
- 四、社会教育指導者、とくに民間指導者養成確保のため積極的な助成措置を講ずること。
- 五、今後の社会教育行政の中心である施設行政を強化し、新時代にふさわしい人的物的条件を具備した社会教育施設の整備充実はかかること。

国民的課題としての「同和教育」を社会教育の原点として積極的に推進すること。

特に国は同和对策審議会答申の早期完全実施をはかること。

昭和四十六年十一月二十七日

第十三回全国社会教育委員研究協議会





## 社会教育推進方策の樹立と 社会教育委員のあり方

大阪大学教授 藤原 英夫

社会教育の実施や奨励をより効果的にするために、いろいろな形の、そしていろいろな性格の委員制が数多く設けられている。

委員にはもともといろいろな機能をもたせることができるので社会教育に関する要員が手がるに確保しようとして、公的な機関でも私的な事業体でも、臨時または恒常の委員制を設ける傾向はだんだん強くなってきているようである。

社会教育に関する要員の数がともかく多くなるといふ点で、これは全体としては喜ぶべきことであるかもしれない。しかし委員の持ち方によっては、社会教育の進展をはかるつもりが、逆効果をもたらすこともないではない。委員制はその意味でいろいろ問題をかかえているものである。そこで、せっかくの委員制が社会教育の進展に実際にプラスの効果をもたらすものであるためにはどのようなあり方が望ましいかについて、問題点のいくつかをあげつゝ考えてみたいと思う。

—(中略)—

行政機関や社会教育事業体が、真に充実した社会教育を、つまり国民・住民の多数の必要によく応じ国民・住民の多数に支持されるような社会教育を、奨励したりするためには、そのための方策や計画をしっかりと樹立することが何よりも大切である。そして、方策や計画をしっかりと樹立するためには、適切な資料・情報や、社会教育に関する高邁な識見が重要なことはいうまでもない。

ところで、われわれの国でもようやく社会教育の現代的意義や重要性がはっきりと認識されつゝあるこんにち、最も適切に感じられるのは、方策や計画の貧困である。これらがしっかりと確立されること、こんにち最も基本的でしかも緊急な課題だといわねばならない。そして委員制の活用も、その助言機能に最も多くのことを期待してこれを進めることにこんにちの急務だと思ふ。

そこで、このような角度から、現行の

委員制のなかで、とくに社会教育委員と公民館運営審議会委員について重要を問題点を掘りおこし、そのこんにちのあり方について考えてみたいと思う。

### 社会教育委員

社会教育委員は、市町村だけでなく都道府県でも置くことができるものであって、法律上必置制になっていない。たゞ地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする限り必置に等しいといえようか。それにしても社会教育法制定当初は、社会教育主事の規定はなく、法文中最初に出てくる要員が社会教育委員で、それだけ重要視されていたと思われ、その本来の機能が十分に発揮されず、おおくの場合にいわば飾りものようになってきているのは、はなはだ残念なことである。その本来の機能とは、いうまでもなく教育委員会の社会教育推進に関する方策樹立を助ける助言機能であつて、それ以外のものではない。

どうしてこんな残念なことになったのかは、簡単には説明できないことであるが、少くとも次のような諸要因は指摘して、問題の抜本的解決に資すべきだと思ふ。第一は戦前の同名のものが実働的性質をとっていたことの惰性で、同一呼称のいわば魔力である。第一は、行政機関の社会教育方策樹立意欲の、欠如ないし消退である。市町村社会教育行政の主要な部分が、市町村長から教育委員会に不

用意に移された(二十七年)ことと関係がありそうである。第三は、教育委員会に社会教育委員制の重視をきらう傾向があつたことである。教育といへば学校教育しか考えず、社会教育行政は学校行政の「虫垂」のようなものでしかなかった。第四は、以上のすべてに関連する基本的なことであるが、社会教育が何であるかが当事者間でさえはっきりしなかつたことである。これでは、現代社会における社会教育の意義を明らかにすることも、その推進方策を確立することも、できない話であるほかない。

それはともかく、この数年来、ようやく教育委員会のなかにも推進方策樹立の積極的な努力をみせるものがふえてきた。なかには、東京都教育委員会のように社会教育委員制を活用して社会教育推進の年次計画を樹立するにいたつたものもある。こういう状況のなかで、文部大臣が四十三年七月に、社会教育法制定以来はじめてのこととして、社会教育審議会に対し、現代における社会教育推進方策確立のため正式かつ総合的な諮問を行ったことは、全く画期的なことだといわねばならない。

国の社会教育審議会に当るものが地方公共団体では社会教育委員であるが、これが教育委員会に対する助言機能を十分に発揮することがだんだん一般に要請されることを予想し、この点に関して、卒直に二つのことを提言したいと思う。



第一は、社会教育委員の活動が必ずしも全員の合議を前提としなくてもよいという制度上の性格を活用して、はじめから小審議体をいくつ編成することである。とくに、青少年活動推進方策委員会、成人教育方策推進委員会、連絡調整推進方策委員会といったものが特に望ましい。この最後の小審議体は、教育委員会に關係の深い諸機関、諸団体間の連絡調整を推進する方策のための助言にあたるだけでなく、教育委員会と無關係で行われている学校外教育、文化事業体も含めての連絡調整、さらには、以上のすべてと学校との調整をも推進する方策樹立を助けるものであることが望ましい。なお、施設關係を総合的見地で計画しようとの地方公共団体の動きがある場合には、社会教育施設充実推進方策委員会といった小審議体も積極的な意味を持ち得るのである。(とくに市町村の社会教育委員には、青少年活動に関する助言指導に強い興味をもつ人も少なくないであろうから、別に青少年活動指導委員会といった小合議体をもつのもよいであろう。)ここで特に留意すべきこととして、教育委員会は社会教育の中核的な推進体としての行政機関であること、直営事業の実施もある程度止むを得ないとしてもその主要な役割は社会教育事業体のより多くのものが、よりよい活動ができるように助けて行くことである。を指摘しておきたいと思う。

第二は、社会教育委員がその助言機能を十分に發揮するために、研究調査の活動を段階に強化することである。もちろん社会教育委員は必ずしも研究調査の専門家ではないから、この活動にはおのずから限度があるといわねばならない。それにしても、例えば第一で述べたような担当部門については、少なくともアイデアを提供するに必要な識見や知識、理解をもつべきであり、それを可能にする研究調査の必要最少限度は確保するようにしたいものである。例えば、關係専門書の一、二冊の読破、關係行政資料の要点のはあく、實際活動の視察、担当部門に關係のある諸種の研究会への参加、等はその最少限度の研究調査活動に属するといえよう。なお、同じ教育委員会から委嘱された委員の全員の合議ないし小合議体の会合において、校長代表や団体代表の事業報告も含めた、委員相互の意見の交流を盛りあげることが、とりあえず可能な研究調査活動だといえる。問題は、教育委員会が社会教育に関する方策をもとうとするか、しないかにかかっているのであるが、もしもそれをほんとうにもとうとするのであれば、それは社会教育委員に関しては、何よりもその研究調査の態勢をつくらうとする努力に端的にあられるといつてよい。もっと具体的に言つてしまえば、教育委員会が社会教育委員の研究調査に要する経費をどれだけ予算化できたか、その方策樹立についての姿勢が評価されるということになる。

である。そして、もうひとつ付け加えると、研究調査活動をおろそかにするよきな社会教育委員は、方策樹立に関する助言機能を期待する限り、あまり存在意義が無いといわねばならない。

(以下公民館運営審議会委員の項省略)

### むすび

社会教育の重要性がいよいよ明白になりつゝあるこんにち、何よりも緊急なのは關係の機関・団体におけるその推進方策や実施計画の確立であり、委員制もその面におけるものが今や本領を發揮すべきだと考へて、論議をことさらにその方へしほつてしまった。社会教育委員や公民館運営審議会委員の委員制を中心に、あたりまえのことを述べたに過ぎないが、あたりまえのことが、もうあたりまえに行なわれて然るべき時だと思ふ。その他にもっとインフォーマルな委員制を設ける場合にも、研究調査、情報・資料の提供、意見具申といった方策・計画樹立につながる活動を第一に考へるべきだとさへ思ふ。アシスタント的な実働機關を設けた場合にも、できるだけ右のような活動に従事させることが必要だとさへ思ふ。こいつた方向をとるのでなければ、社会教育のこんにち的な発展を期することはできないと思ふからである。

## 賛助会員について

全社連規約 第六条3項に「賛助会員は本会の趣旨に賛同し、金品の寄付援助をなした個人または法人とする。」おなじく第七条に「賛助会員、個人会員一〇〇〇円 法人会員 一〇、〇〇〇円」と規定している。

全社連が活動するための経費は正会員(都道府県、指定都市の社会教育委員連絡協議会の会費(一県二〇、〇〇〇円 計一〇四万円)によるほかはない。全社連の事業をさらに拡大するためには、篤志家の協力にまつほかはない。社会教育委員の皆さんにも、個人会員となつていただきたいし、篤志家を一人でも多くご勧誘願いたい。

## 「社教情報」発行の計画

評議員会において、全社連は全国の社会教育委員を読者とする雑誌「社教情報」を発行してはどうかということが話題になつてゐる。A5版三二頁、隔月発行、定価一〇〇円ぐらゐ。もし全国の社会教育委員四万名のうち二割八、〇〇〇名の方が購読してくださると、立派に採算がとれるし、社会教育委員によつてその職務を遂行するのに参考となる、社会教育に関する解説、委員活動の事例なども網羅して読み易い雑誌を発行しようという計画である。



## 社会教育法改正を強く要望 全社連の具体案を当局に提出

社会教育法はぜひ改正しなければならぬという声が全国の社会教育委員から、ただかかと揚げられてきた。全社連の全国大会においても必ずといっていいほど、この問題がとりあげられ宣言、決議して当局へ要望し続けてきた。しかし改正の気運に向いながら、なかなか実現に至らないので、全社連は社会教育法をわが国の現状に適応したものに改正する必要を認め、まず都道府県、指定都市の社会教育連絡協議会、または社会教育委員の会議に法改正に対する意見を求めたところ、この要請にこたえて二〇の県市から回答を寄せられた。いずれも熱心な研究協議の結果、それぞれ具体的に改正を要望する点と、その理由が述べられていた。

これをふまえて全社連は「社会教育法研究専門委員会」を設置して、六名の専門委員を依頼し、社会教育法全文にわたり審議を重ねて、改正を要する諸点を列挙し、その理由を詳述した「社会教育法研究専門委員会報告書」を作成した。

この報告書は全社連の評議員会の賛同を得て、四十六年十月二十九日、関口会長が文部省に社会教育局長を訪ね「全国四万の社会教育委員は、社会教育の現状を

みて、社会教育法は早く改正すべきである」と考へる。ついでには改正を要する点はこの報告書に記載してあるので、ぜひ改正に当っては、われわれの意見をできる限り尊重してほしい。」旨申入れた。今村局長は全社連の労苦を謝し、改正に当っては充分参考にさせてもらう旨を言明した。

「社会教育専門委員会報告書」より

### (一) 改正の重点

県市の要望事項の審議にさきだつて専門委員会は独自の立場で現時点における社会教育と社会教育法について意見の交換を行ない、社会教育行政の組織、運営の根本にふれながら研究協議をすすめた。その結果改正の重点として次の諸点をあげることにした。

- (1) 生涯教育や情報化文化に適応する社会教育でなければならない。
- (2) 社会教育委員、社会教育主事を充実強化しその知見および技能を向上せしむる方を法文化すること。
- 特に社会教育主事を必置制にするとともに専門職制を確立し、その養成および研修を制度化すること。

- (3) 社会教育委員の会議的の制度、独任制を改め合議体即ち社会教育委員会（または社会教育審議会）の制度にし、諮問、建議、助言報告などの機能をもたせること。
- (4) 社会教育機関および社会教育施設を明確化し、それぞれの職員の専門性を生かす職制を確立すること。
- (5) 社会教育関係団体の強化をはかる方をたて、これを法制化すること。

以上を基調として、前述のように寄せられた意見を参照しつゝ協議を進めた。

### (二) 逐条的に改正を要望するもの

#### 第四章 社会教育委員

#### 第十五条（社会教育委員の構成）

① 社会教育委員を必置制とする。  
（理由）社会教育が地域住民の要望に即したものであるためには、地域に密着した社会教育委員の責務はますます重大であり、社会教育を推進するためには不可欠な存在である。

（理由）法第十三条は地方公共団体には社会教育委員が設置されていることを前提とした規定であるにもかかわらず、その設置が地方公共団体の任意にまかされているのは矛盾しているのではないか。

② 社会教育委員の構成については、多様化する社会教育に対応するため広く各分野から選任すべきである。  
（理由）生涯教育に対応した社会教育

においては、現行の委員構成では広く地域住民の声を行政に反映させるのに充分とは言えない。各種の社会教育機関や、職業再教育に関する機関、産業関係、報道関係などの代表者等が必ず含まれるよう明示する必要がある。

（理由）企業内教育が社会教育にとつて重要性を加えつゝある傾向に鑑み、企業側や労働組合の代表者の意見も反映させることを工夫すべきである。

③ 「必要な調査、研究のため臨時委員を置くことができる。」を附加すべきである。

#### 第十六条（社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係）

① この条は全文不要であると考える。  
（理由）現行法では公民館運営審議会委員が必置制であり、社会教育委員は任意制であることから、それぞれに適任な人材を別個に求め難い小規模な町村においては困難な事情も生じるとは考えられるが、このような場合においても、むしろ社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼ねる方がよいと考えられる。この点からも社会教育委員は必置制をとるべきである。

① 社会教育委員の独任制を改めて合議体とすべきである。  
（理由）前述した如く法第十三条に規定する補助金交付に関しては既に合議体としての性格をうらやみしている。

(理由) 青少年教育の担当部局が教育委員会を離れて首長部局にあるところも少なくない。したがって個々の社会教育委員が教育長を経て教育委員会に助言するだけでは不十分である。合議体として各関係部局に少くとも報告や意見を述べる事ができるような性格を与えるべきである。

(理由) 教育委員会への助言についても、実質的には会議による全体の意見としてなされるべきものであり、現実にもそのような慣行となっている。したがって社会教育委員会または社会教育審議会としての合議体の性格を明示した方が現実的に即している。

(理由) 独任制であれば、特定の委員が個人的な利害にもとづく意見を、あたかも社会教育委員全体の意見であるような錯覚を地域住民に与える憂いもあり得る。

②「社会教育委員会(社会教育審議会)は、教育委員会の諮問に応じ、これに對して意見を述べるとともに、社会教育の予算及び事業計画等を審議し、これに關して必要と認める事項を教育委員会に建議する。前項を行なうため必要な研究調査を行なう。」と改める。

(理由) 合議体としての社会教育委員制度の妙味を遺憾なく發揮せしめるためには、消極的な職務のみならず積極的な職務をも明示する必要がある。

③第三項の青少年教育に關する規定を削

除する。

(理由) 現実には空文に等しい状態になっている。市町村によっては、この規定の実施によって委嘱された社会教育委員と当該社会教育関係団体の指導者と軋轢を生じている事例もある。青少年教育のそれぞれの分野に専門指導者を充実すれば、あえて社会教育委員をわざわざする必要はない。

④社会教育委員会は教育委員会に助言するとともに、必要に応じて地方公共団体の長及び関係部局の長に意見を述べることができるよう明示すべきである。

(理由) 青少年教育が教育委員会の所管外にある県、市町村がある。

(理由) 勤労青少年教育は労働関係部局(成人の職業教育も同じ)に、高齢者福祉関係は民生関係部局にあるなど社会教育が関係する部局が広般にわたっている現状に對応できるようにするためである。

第十八条(社会教育委員の定数等)

社会教育委員の定数、任期、その他必要な事項は当該地方公共団体の条例で定めることになっているが、任期は少くとも二年以上とすることが望まれる。

(理由) 社会教育委員の職務を充分に果たすためには、二年未満では不可能である。社会教育委員は必ずしも社会教育に通暁しているものが選任されるとは限らないので、社会教育を充分理解

して、その職務を遂行するためには少くも二年以上の任期が必要である。

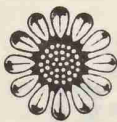
※ 社会教育法研究専門委員

小倉喜久(山梨大学教授、山梨県社会教育委員) 黒田 毅(愛知県社会教育

委員) 駒田錦一(東京理科大学教授、前大阪府社会教育委員) 関口隆克(国会図書館専門調査員、東京都社会教育委員) 藤原英夫(大阪大学教授、奈良県社会教育委員) 間宮 武(国立横浜大学教授、神奈川県社会教育委員)

全社連制定

社会教育委員バッジ



銀台金張り、桐箱入、婦人用は羅紗布地付 頒布価額 五〇〇円

全国の社会教育委員の胸に、このバッジが佩用されて、互いに連帯意識を高め、親愛の情を深めるために全社連が制定しました。現在までに全国で八六六一個普及しましたが、全国社会教育委員数の二

一・六%にしか達していません。お申込は市町村教育委員会より直接全社連へお願い致します。

あとがき

◇「全社連の会報を発行せよ」という声は随分以前からあったのですが、事務局の都合でのびのびにして今日になったことを深くお詫びします。

◇ はじめてなので、あれもこれもと原稿をまとめようとしたのですが余裕がなく割愛してしまっただけでしてしまいました。

◇ 結局、第13回全国大会の経過や、第14回大会を中心をおくことになりました。

た。いろいろな意味で札幌大会は劃期的なものになると期待しております。全国各地からのご参加を願ってやみません。(秋)

全社連会報 第1号

発行年月日 昭和47年5月15日

発行 全国社会教育委員連絡協議会

東京都千代田区霞が関3-2-13

国立教育会館内、全日本社会教育連合会事務局気付



